

## 目 次

1	申告に当たっての留意事項	1
2	各表の記載の仕方	2
	・別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分	2
	・別表二 同族会社等の判定に関する明細書	12
	・別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	15
	・別表三(一)付表一 特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書	17
	・別表四 所得の金額の計算に関する明細書	18
	・別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	24
	・別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書	29
	・別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	30
	・別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書	33
	・別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書	37
	・別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	41
	・別表八(一)付表一 支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書	44
	・別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	47
	・別表十一(一)の二 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	49
	・別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	53
	・別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	56
	・別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	58
	・別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	67
	・別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	70
	・別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	74
	・別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	75
	・別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	76
	・別表十九 法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書	78
3	中小企業者の判定等	81

## 略 語

法	法人税法（昭40法律第34号）
令	法人税法施行令（昭40政令第97号）
規則	法人税法施行規則（昭40大蔵省令第12号）
地方法	地方法人税法（平26法律第11号）
地方令	地方法人税法施行令（平26政令第139号）
地方規則	地方法人税法施行規則（平26財務省令第22号）
措置法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭40大蔵省令第15号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平23法律第29号）
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平23政令第112号）
震災特例法規則	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平23財務省令第20号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平23法律第117号）
令和2年旧法	令和2年改正前の法
新信託法	信託法（平18法律第108号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平23法律第70号）

- (注) 1 この手引は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。
- 2 令和4年4月改正規則附則第3項各号（書式に関する経過措置）に定める規定（連結納税制度の見直しに伴う改正前の法人税法等の規定）の適用を受ける法人（令和2年旧法第2条第16号（定義）に規定する連結申告法人を除きます。）の令和4年4月1日前に開始した事業年度（令和2年旧法第2条第12号の7に規定する連結子法人の令和2年旧法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含みます。）については、本文中、次の(1)から(7)までに掲げる規定には、それぞれ次に定める規定を含むものとしてご使用ください。
- (1) 法の各規定 その規定に対応する令和2年改正前法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年旧法をいいます。以下(2)において同じです。）の規定
  - (2) 令和4年改正前の法の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前法（令和4年改正前の令和2年改正前法をいいます。）の規定
  - (3) 措置法の各規定 その規定に対応する令和2年改正前措置法（令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法をいいます。以下(4)において同じです。）の規定
  - (4) 令和4年改正前の措置法の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前措置法（令和4年改正前の令和2年改正前措置法をいいます。）の規定
  - (5) 震災特例法の各規定 その規定に対応する令和2年改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第23条の規定による改正前の震災特例法の規定
  - (6) 令の各規定 その規定に対応する令和2年改正前令（令和2年6月改正令附則第2条第2項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するも

のとされる令和2年6月改正前の令をいいます。以下(7)において同じです。)の規定

(7) 令和4年改正前の令の各規定 その規定に対応する旧令和2年改正前令（令和4年改正前の令和2年改正前令をいいます。）の規定

3 申告書用紙などの各種の様式は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm>) に掲載していますので御参照ください。

4 適用額明細書の添付について

中小企業者等の法人税率の特例（措置法42の3の2）をはじめとする法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付する必要があります。

適用額明細書の記載方法については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tekiyougaku/01.htm>) に「租特透明化法に基づく『適用額明細書の記載の手引（単体法人用）』」を掲載していますので御参照ください。